

議案第 38 号

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 17 年小田原市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削る。

第 8 条第 1 項中「第 9 条、第 9 条の 3、第 18 条第 1 項及び第 20 条」を「第 9 条の 3 及び第 18 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「及び第 19 条第 2 項」を「、第 19 条第 2 項及び第 20 条第 2 項第 1 号」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 95」に、「100 分の 127.5」を「給与条例第 20 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」に、「100 分の 175」を「100 分の 87.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

国の特定任期付職員に対する勤勉手当等の取扱い及びこれに応じた地方自治法の一部改正による給与制度の整備を踏まえ、本市の特定任期付職員に対し勤勉手当を支給することとする等のため提案するものであります。